

第47号議案

令和3年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（令和2年度実績）について

令和3年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（令和2年度実績）について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年11月22日

一宮市教育委員会
教育長 高橋信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、一宮市教育委員会事務点検評価報告を行うため、本案を提出します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(事務の委任等)

- 第25条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

令和3年度
一宮市教育委員会事務点検評価報告書
(令和2年度実績)

令和3年12月
一宮市教育委員会

はじめに

本市教育委員会では、第7次一宮市総合計画で定めている都市将来像「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現に向け、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」を目指し、それぞれ具体的な事務事業に取り組んでいます。

これらの事務事業を推進するに当たり、各事務事業が効率的に実施されているか、有効的に行われているなど随時点検評価していくことが必要であると考えます。加えて、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなりました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

こうしたことから、本市教育委員会では、今後の課題や取組みの方向性を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される教育委員会を推進するため、昨年度と同様に、令和2年度に実施した事業について、学識経験者から意見をいただきながら、点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

今後とも、第7次一宮市総合計画に掲げましたまちづくりの実現に向け、こうした点検及び評価の結果を教育行政の充実推進に活かしてまいりたいと存じますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年12月

一宮市教育委員会

< 目次 >

| | | |
|-----|---------------------|----------|
| I | 点検・評価制度の概要 | 頁 |
| 1 | 経緯 | 1 |
| 2 | 目的 | 1 |
| 3 | 学識経験者の知見の活用 | 1 |
| 4 | 選定事業及び点検・評価 | 1 |
| 5 | 本報告書について | 2 |
| II | 点検・評価の結果 | |
| N0. | 評価対象事業名 | 担当課名 頁 |
| 1 | 学校図書館司書派遣事業 | 学校教育課 3 |
| 2 | 特別支援協力員派遣事業 | 学校教育課 4 |
| 3 | 学校運営協議会の充実事業 | 学校教育課 5 |
| 4 | 不登校対策推進事業 | 学校教育課 6 |
| 5 | 一宮市スクールカウンセラー配置事業 | 学校教育課 7 |
| 6 | 英会話指導講師・英語指導講師派遣事業 | 学校教育課 8 |
| 7 | 学校給食事業 | 学校給食課 9 |
| 8 | 子育て支援ネットワーク事業 | 生涯学習課 10 |
| 9 | 市民大学公開講座事業 | 生涯学習課 11 |
| 10 | 成人教養講座事業 | 生涯学習課 12 |
| 11 | 学校施設環境改善事業 | 総務課 13 |
| | まとめ | 18 |
| III | 参考資料 | |
| 1 | 一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱 | 18 |

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)が改正され、平成20年4月から施行されました。今般、地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものです。

2 目的

事務の点検・評価は、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすこととする目的としています。

3 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会事務局が点検・評価(自己評価)を行い、その結果について評価員会議を開催(2回)し、3名の学識経験者に意見をいただきました。

◎ 学識経験者

- ・岐阜聖徳学園大学 名誉教授 今川 峰子
- ・元修文大学短期大学部 教授 三沢 建一
- ・修文大学 准教授 佐々木 政司

◎ 評価員会議

- ・第1回評価員会議：令和3年 8月
各課選定事業について説明
- ・第2回評価員会議：令和3年10月
各課選定事業の外部評価実施

4 選定事業及び点検・評価

点検・評価の対象事業は、前年度である令和2年度の事業とし、その対象範囲は、一宮市教育委員会の権限に属する諸事業のうち、「個性を生かす教育と文化のまちづくり」等を構成する42事業の中から、各課で選定した11重点事業について点検・評価を実施しました。

事業の点検・評価に当たっては、まず各課が事業点検・評価（自己評価）を行い、その後、評価等の客觀性を確保するため、評価員会議において、学識経験を有する者が、対象事業の評価（外部評価）を行いました。

◎ 点検・評価の結果の構成は、次のとおりです。

- ・教育委員会による点検・評価（自己評価）
 - <事業の目的>
 - <取組状況（前年度数値）>
 - <改善・変更点>
 - <実績評価（妥当性・有効性・効率性）>
 - <今後の課題・取組みの方向性>
- ・学識経験者による評価（外部評価）
 - <評価員評価>

5 本報告書について

この報告書は、市議会へ提出するとともに、ウェブサイトで公表します。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の結果

事業ごとの結果は、次のとおりです。

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 1 | 学校図書館司書派遣事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 子どもにとって魅力的な学校図書館づくりを目標に、派遣司書を通して学校図書館の環境整備と充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進します。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| 小学校は1日5時間 週3日、中学校は1日4時間 週2日、全小中学校に派遣司書を配置し、図書館教育および読書指導の推進を図りました。 | | | | |
| ○業務内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の整備（本の受け入れ業務 蔵書整理 本の修理・点検 図書館の掲示） ・図書館運営（本の貸出・返却 児童生徒の貸し出しカードのデータ管理 貸出状況の把握） ・読書指導・推進（図書館の利用の仕方 読書週間の工夫<本を紹介し合う「読書ゆうびん」の取組 本の紹介コーナーの設置> 読み聞かせは感染症対策のため実施せず） ・情報活用教育の推進（学級・学年への貸出資料の選択 年鑑・百科事典・図鑑の調べ方指導） ・コロナウイルス感染症対策（図書館内の消毒 カウンター・テーブルへの衝立やビニールカーテンの設置 密を避けるための工夫<本の配置 学年ごとの時間差利用の計画・実施 返却ボックスの利用>等） | | | | |
| ○研修会内容 年間4回【内オンライン研修2回】(3回) | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・司書の業務について ・講師による講義・演習 ・図書館の環境整備 ・図書館における感染症対策について ・情報交換 | | | | |
| ○児童生徒の実態（緊急事態宣言により学校が休校になり、例年の実態調査ができず。R1(H30)を記載） | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年間平均読書冊数 小学校 17.4 冊 (19.0 冊) 中学校 5.2 冊 (5.4 冊) ・不読率 小学校 0% (0%) 中学校 0.7% (0.5%) | | | | |
| 決算額 34,145 千円 (27,820 千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 研修会で外部講師による講義・演習を行うことで派遣司書の力量を高め、児童生徒にとって通いたくなる図書館の環境整備・運営が行えるようになりました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 継続的に派遣司書を全小中学校に配置することにより、小学校については不読率 0%を維持できましたが、中学校では 0.7%であり、年間平均読書冊数も小学校、中学校ともに減少となりました。 | | | | |
| 妥当性 | 児童生徒が足を運びたくなる図書館の環境整備や感染症対策を徹底することが、安心して利用できる図書館運営につながるため、派遣司書の配置は欠かせません。 | | | |
| 有効性 | 図書館利用の仕方を学ぶ授業や年鑑・百科事典の使い方などの授業に派遣司書が関わることは、情報活用・編集力など児童生徒の能力の育成につながります。 | | | |
| 効率性 | 派遣司書と図書館主任が、連携して業務を分担することで、図書館を活用した授業の充実や図書館の効率的な運営につながります。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方針 | | | | |
| 一人一台端末が導入されることにより、情報センターとしての図書館利用の在り方について、コロナ対策も含め、十分に検討していく必要があります。また、児童生徒の読書意欲を高めるため、足を運びたくなる図書館の運営や、手に取りたくなるような本の選定や展示方法など、派遣司書の力量向上を図るための研修を充実させていきます。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| 派遣司書が図書館の環境整備を充実させ、読書推進活動を工夫して行うことで、児童生徒の読書意欲も高まり、図書館の利用も促進されると思います。今後は ICT 機器を活用した図書館利用方法を検討するとともに、派遣図書館司書と図書館主任との連携の元に、児童生徒に本のよさを実感させられるような取組や図書館を活用した授業によって、年間読書冊数の増加、及び中学生の不読率 0%の達成に向け努めていただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 2 | 特別支援協力員派遣事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 通常学級や特別支援学級における発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒のうち、担任一人では指導が困難であると思われる児童生徒に対して、担任の補助的な支援を行い、一人一人を大切にしたきめ細かな指導をします。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| 市内全小学校と中学校3校に協力員を派遣し、通常学級や特別支援学級における発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への補助的支援を行いました。特別な支援を必要とする児童生徒の実態調査を参考にして、特別支援協力員の複数配置を行いました。また、特別支援協力員の力量向上のために研修会をオンラインにて行いました。 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○協力員数 小学校 97人 (89人) 中学校 3人 (1人) ○特別支援協力員複数配置校 小学校 40校 【2名配置 26校、3名配置 13校、4名配置 1校】 （小学校 39校 【2名配置 31校、3名配置 8校】） ○研修会 年間 4回 【内オンライン研修 3回】 (4回) | | | | |
| 決算額 117,215千円 (108,496千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 特別な支援を必要とする児童が多い小学校に、協力員を複数配置しました。また、障害のある生徒へ適切な支援をするため、中学校への配置を1校から3校に協力員を増員しました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 特別支援協力員の派遣により、特別な支援を必要とする児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる時間が増えました。また、他の児童生徒も集中して学習に取り組むことができました。 | | | | |
| 妥当性 | 特別な支援を必要とする児童の数が年々増加し、高い支援ニーズがあります。中学校においても障害のある生徒へ協力員の支援ニーズが高まっています。 | | | |
| 有効性 | 特別支援協力員が学級担任と連携を図ることで、特別な支援を必要とする児童生徒が落ち着いた学校生活を送ることができ、中学校への配置は小中連携による継続した支援につながります。 | | | |
| 効率性 | 特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、他の児童生徒も落ち着いて学習することができ、双方への適切な支援につながります。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方針 | | | | |
| 小学校への特別支援協力員複数配置校(2人)を全小学校に増やすとともに、複数配置校(3人)を増やすことで、特別な支援を必要とする児童生徒への支援をさらに進めています。また、学級担任と協力員との連携を図るための打合せ時間を時程内に設定することや、研修会の充実により協力員の力量が向上することで、特別支援協力員を有効に活用できるように努めています。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| 特別支援協力員派遣事業は、誰もが豊かな学校生活を過ごすことを目的に、特別な支援を必要とする児童生徒の支援のためだけでなく、ともに生活する児童生徒にとってもなくてはならない大切な事業です。今後とも、特別支援協力員の力量向上を図るとともに、担任と緊密に連携して発達障害児等が落ち着いて学び、クラスのなかでの居場所ができるように努めていただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 3 | 学校運営協議会の充実事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 小中学校が連携し、その地域と保護者の協力のもと、学校運営を行うことにより、家庭・地域・学校がその教育力を高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指します。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| 平成 25 年度に全小中学校 61 校が学校運営協議会を設置して以降、全ての小中学校が継続して学校運営協議会を設置しています。 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会・・・386 回【内書面開催 70 回】(380 回) ○組織（教員は除く） <ul style="list-style-type: none"> 小学校区 333 人 (333 人) 中学校区 151 人 (151 人) 計 484 人 (484 人) ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を行い、家庭の教育力・地域の教育力・学校の教育力向上のためにそれぞれの立場でできることを話し合い、実践しました。 ・小中一貫を見通した教育計画を推進しました。 ・各校の教頭と学校運営協議会委員の代表者が集まる情報交換会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催できませんでした。 ○学校運営協議会の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域住民と学校の相互理解 ・学校運営協議会委員の学校運営への参画 学習面や生活面においては重点目標を設定し、随時取組状況の把握や評価を行いました。 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での小中連携行事、学校行事の検討を行いました。 ・学校運営方針等の承認 | | | | |
| 決算額 5,974 千円 (5,925 千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 令和 2 年度についてはコロナ禍のため対面会議が困難な場合でも、オンラインでの打ち合わせや書面会議を導入し、計画的に進めることができました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 各学校とも運営体制は整ってきましたが、毎年同じ時期に同じ議題で協議がされるなど、形骸化していることは否めません。しかしながら、学校運営協議会で話し合われた内容をもとに学習マナー、生活マナーなどの取組を通して、小中学校と家庭や地域が連携した教育を実践することができました。 | | | | |
| 妥当性 | 家庭・地域・学校が一体になって子どもたちを育むために、学校運営協議会は重要な役割を担っています。 | | | |
| 有効性 | 学校運営だよりの発刊や学校ウェブページへの掲載等で学校運営協議会の取組の内容を地域に発信することで、将来地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりにつながります。 | | | |
| 効率性 | オンラインでの打ち合わせや書面会議を導入することで、コロナ禍であっても予定していた議題について計画通りに協議を進めることができました。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方向性 | | | | |
| 活動の形骸化を真摯に受け止め、年に 1 回程度、学校運営協議会の取り組み状況や学校運営への効果的な参画の仕方について情報交換の場を設け、他校の取組を参考にしながら、自校の取組の見直しを図るだけでなく、学校を中心とした身近な地域社会の中で、子どもたちが豊かな学びと育ちを創造する活動に至るように、徐々に家庭・地域・学校が連携・協働する活動にしていきます。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| 学校と地域の住民及び保護者等が目標・ビジョンを共有し、一体となって「地域とともにある学校づくり」を進めるために、学校運営協議会は重要な事業です。形骸化している点を真摯に受け止め、積極的に改善できるように、例えばモデル地域を設定して課題を明確にし、地域の人材を活用するなど、事業を効果的にする方策を立てていただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 4 | 不登校対策推進事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 不登校傾向にある児童生徒の理解と対応についての実践的研究を進めることで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援力を高めるとともに、新たな不登校児童生徒を出さない学校づくりを目指します。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| 本市の小中学校における不登校児童生徒の割合は、愛知県や全国を上回る値で推移しており、本事業は喫緊の課題となっています。不登校対策推進協議会や対策推進委員会、また各学校の不登校対策主任が推進役となり、不登校傾向にある児童生徒の理解と対応についての実践的研究を進めるとともに、不登校を未然に防止する取組みを進めています。 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○不登校対策推進協議会：委員 12 人 中止（1回） ○不登校対策推進委員会：委員 12 人 年間 4 回【内オンライン会議 2 回】(4 回) ○不登校対策主任者会議：各校対策主任 61 人 年間 2 回【全てオンライン会議】(2 回) ○校務主任者会議：各校校務主任 61 人 年間 1 回 (1 回) | | | | |
| 決算額 145 千円 (173 千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 不登校児童生徒の社会的自立に向け、「学校に登校する」という結果のみを目標にしない支援の方向性を研修会で示し、次年度以降の研究実践に繋げ、新たな不登校を出さない学校づくりについて研修会を行うとともに、不登校対策情報紙を全職員に配付するなど、教員の不登校児童生徒への支援力の向上を図りました。また、コロナ禍のため中止になった研修会もありましたが、オンライン会議を導入したことで、計画的に進めることができました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 不登校対策主任者会議では事例を用いた研修、校務主任者会議では不登校傾向にある児童生徒の理解と対応についての研修を実施し、不登校児童生徒への対応力や教員の意識を高め、不登校対策への取組みの充実に努めました。 | | | | |
| 妥当性 | 本市の不登校児童生徒の発生率は、全国や県よりも高く推移しており、教員の支援力を高めるとともに、新たな不登校児童生徒を出さない学校づくりのために必要な事業です。 | | | |
| 有効性 | 本市の不登校児童生徒の発生率は依然高いため、研修会を実施するとともに、不登校対策情報紙を発行し教職員の不登校対策への意識を高め、不登校の予防に役立てています。 | | | |
| 効率性 | 不登校対策にかかる会議や研修会の役割を明確にすることで、会議や研修等の効率的な準備及び進行に努めています。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方向性 | | | | |
| 不登校の要因は学校や家庭にかかる問題だけでなく、無気力や不安や情緒的混乱など多様化しており、個に応じた対応が求められるようになっています。不登校児童生徒への適切な支援や新たな不登校児童生徒を生まないためにも、教員の支援力向上のための研修や多職種連携の必要性はますます大きくなっています。各種研修会での研修内容の充実を図るとともに、SSW や SC を含む多職種での連携を充実させることにより、教職員の不登校対策への意識をいっそう高めるとともに、児童生徒への支援力向上に努めていきます。また、令和 3 年度から不登校対策モデル校を設置するとともに、校内適応指導教室の設置目的や指導内容、指導体制等の見直しを行っていきます。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| 不登校対策は喫緊の課題であり、不登校児童生徒への適切な支援や新たな不登校児童生徒を出さない学校づくりが重要です。学級や学校全体の雰囲気が良くなれば、不登校やいじめ・校内暴力も少なくなると思われます。さらに、不登校支援の視点として「不登校児童の社会的自立に向けた支援を高めること」を目的に掲げたことで、地域と学校が共に支援することが不可欠になってきます。このためには、選定したモデル校において、SSW との連携、オンライン授業の活用、多職種連携など包括的な不登校対策に取り組んでいただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 5 | 一宮市スクールカウンセラー配置事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 子どもたちの周りでおこる、いじめや不登校、虐待等の多様な問題を解決するために、スクールカウンセラーからの専門的な助言や支援により、児童生徒・保護者が抱える問題に対処し、その解決を図ります。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| 本市では、臨床心理士をスクールカウンセラーとして雇用し、小中学校の巡回による相談活動を実施しています。また、いじめ対策や不登校対策に関する会議や研修会等に出席を依頼し、専門的な立場からの助言や支援をいただいています。 | | | | |
| <p>○小学校への巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内 17 小学校を 2 人で分担 (その他の小学校については、県スクールカウンセラーが巡回対応) ・相談の対象となった児童 延べ 437 人 (390 人) ・面接相談をした人数 延べ 657 人 (498 人) <p>○中学校への巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全 19 中学校を 4 人で担当 ・相談の対象となった生徒 延べ 586 人 (545 人) ・面接相談をした人数 延べ 1,006 人 (797 人) | | | | |
| 決算額 11,379 千円 (10,323 千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 中学校において、一人一人へのきめ細やかな対応ができるようスクールカウンセラーを 1 人から 3 人に増員することで、より子どもや保護者、教職員に寄り添った相談活動ができるようになりました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 市が独自に配置するスクールカウンセラーによる小中学校を対象とした巡回相談は、継続的な相談が可能であり、問題解決のための専門的な助言や支援をすることができました。 | | | | |
| 妥当性 | 不登校や発達障害に関する相談件数が増加している中、相談内容も深刻化し、専門的な立場からの助言や支援は、子どもたちや保護者、教職員から強く求められています。 | | | |
| 有効性 | 相談活動による専門的な助言や支援は、児童生徒や保護者、教職員の心の安定につながっています。 | | | |
| 効率性 | 定期訪問以外でも学校からの要請に応じて、予算の範囲内で、随時、相談時間を増やしています。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方針 | | | | |
| 不登校や発達障害に関する相談件数が増え、その内容も深刻化しています。そのため、より専門的な立場からの助言や支援を求める声が多く、今後もニーズは高まっていくと思われます。県のスクールカウンセラーとも連携を取りながら、継続して児童生徒や保護者を支援していくけるような配置や、スクールカウンセラーが有効に活用できるような取り組みについて啓発していきます。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| 心が不安定な子どもや保護者にとって、教員とは異なり第三者的立場で相談できるスクールカウンセラーワーの存在はとても大きく、ニーズに応えるものとなっています。今後は中学校のスクールカウンセラーに欧米のような社会的自立に向けたガイダンスができるような人材も配置することで、多様な問題が解決されるよう事業運営の推進に努めていただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 26 特色ある教育活動を実施します」

| No. | 事業名 | 課名 | | |
|--|---|-------|--|--|
| 6 | 英会話指導講師・英語指導講師派遣事業 | 学校教育課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| ALT（英会話指導講師・英語指導講師）を小中学校に派遣することで、小学校の早期から英語に慣れ親しみ、社会の国際化に対応できる児童生徒の育成を図ります。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| <p>ALTを民間の派遣会社に委託し事業を実施しています。</p> <p>小学校では3・4年生は「外国語活動」、5・6年生は「外国語」における英会話の指導及び1・2年生に対して年間6時間以上の英会話の指導を行っています。さらに、英語教材の支援、補助教材、教具の開発及び提供などにより、充実した英会話の授業を展開しています。</p> <p>中学校では1学級あたり、1年生は年間23回程度、2年生は年間15回程度、3年生は年間7回程度、英語教科担任とのチームティーチングによる授業を展開しています。英語指導講師のネイティブな英語を充分活用し、生徒が英語によるコミュニケーションの楽しさを体験できる授業を展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○英会話指導講師17人（16人）、英語指導講師8人（9人） ○小学校：英会話指導講師を全42小学校、延べ3,005日派遣（延べ2,888日） ○中学校：英語指導講師を全19中学校、延べ1,408日派遣（延べ1,629日） | | | | |
| 決算額 64,020千円（60,648千円） | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| 令和2年度より小学校、令和3年度には中学校で新学習指導要領の全面実施となりました。とりわけ小学5・6年では、英語が教科化されるなど、英語教育の充実を図る必要があります。そこで、児童生徒がALTとコミュニケーションをとる機会を充実し、英語能力を高めるための取り組みをしました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| ALTによる指導により、児童生徒の学習意欲とオーラルコミュニケーション能力が高まり、英語教育と国際理解教育の充実が図られました。 | | | | |
| 妥当性 | 令和2年度から小学校で英語が教科化され、グローバル化した現在の世の中を生き抜くために、コミュニケーションツールとしての英語が求められています。 | | | |
| 有効性 | 生きた英語を児童生徒に伝えるために、外国語を母国語とするALTの存在は、児童生徒の英語の発音や国際理解教育の充実につながります。 | | | |
| 効率性 | 本事業を小学校の早期から継続することにより、コミュニケーション力の効率的な習得に役立っています。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方針 | | | | |
| 小学校は、令和2年度の教科化により、授業時数が3・4年生は年間35時間、5・6年生は年間70時間に増加となりました。今後は、担任教員とALTとの連携をさらに強化し、効果的なカリキュラムの開発を進めています。中学校は、令和3年度の新学習指導要領の全面実施に向けて、新文法や「話すこと」の領域におけるALTと連携した指導法の研究を進めています。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| グローバル化する社会に生きる児童生徒にとって、小学校の低学年からALTのネイティブな英語に慣れ、英語によるコミュニケーション能力を向上させることは重要です。今後もこの事業を拡充し、児童生徒に英語や他国の文化を理解する力を育成し、英語によるコミュニケーション力の定着を図っていただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

| | | |
|---|---|-------|
| No. | 事 業 名 | 課 名 |
| 7 | 学校給食事業 | 学校給食課 |
| 事 業 の 目 的 | | |
| <p>栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。</p> <p>安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。</p> <p>地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。</p> | | |
| 取 組 状 況 (前 年 度 数 値) | | |
| <p>一宮地区 47 校は共同調理場方式で、尾西・木曽川地区 14 校は単独校調理場方式で、小中学校の児童生徒に給食を提供しています。</p> <p>直営方式での調理は、起小学校、小信中島小学校、大徳小学校及び黒田小学校の単独校調理場 4 場で、民間委託での調理は、単独校調理場 10 場、南部学校給食共同調理場及び北部学校給食共同調理場で行っています。</p> <p>平成 22 年 9 月以降、アレルギー対応として、食材に卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生を含まない献立を週 1 回提供しています。また、食中毒や伝染病等の発生を未然に防止するよう衛生管理を徹底するとともに、給食食材の放射線検査を実施して、安心・安全な食材の提供に努めています。</p> <p>加えて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる地産地消に取り組み地場産物を活用したおいしい給食を提供するよう努めています。</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○年間給食回数 小学校 173 日、中学校 173 日（小学校 174 日、中学校 176 日） ○年間給食提供数 5,661,630 食 (5,737,707 食) ○全食品数に占める県産食品数の割合 25.8% (19.4%) | | |
| 決算額 1,027,724 千円 (881,419 千円) | | |
| 改 善 ・ 変 更 点 | | |
| <p>将来の調理員の退職を見据えて、起小学校、大徳小学校及び黒田小学校を直営方式に変更し、南部学校給食共同調理場を民間委託としました。</p> | | |
| 実 績 評 価 | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症の影響から、4・5 月の学校給食の提供はありませんでした。</p> <p>学校の各種日程が変更となる中、食材納入業者や調理受託業者等と再調整を行うことで、給食の提供を続けることができました。</p> | | |
| 妥当性 | 児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた給食を年間通じて提供することは必要です。 | |
| 有効性 | 児童生徒に栄養バランスの取れた、安全・安心な給食を提供するため、栄養教諭を中心に献立作成や給食食材の選定を行っており、児童生徒の健康の保持増進につながります。 | |
| 効率性 | 配達業務はもとより、調理業務等についても大部分を民間に委託するなど、効率化に努めています。 | |
| 今 後 の 課 題 ・ 取 組 み の 方 向 性 | | |
| <p>引き続き、調理員の退職に伴う調理業務等の民間委託を進めています。また、地産地消の前提となる地場産物の安定した仕入れの実現のため、地元生産者団体等と調整を進めています。今後も食中毒防止やアレルギー対応など、高度な専門知識と技術が必要とされる課題へ取組みを継続する必要があります。</p> | | |
| 評 価 員 評 価 | | |
| <p>民間委託やアレルギー対応といった課題がありますが、引き続き安全・安心な学校給食の提供のために努力していただきたい。また、旬の野菜、新鮮な食材を調理して食べる日本の食文化を大切にし、地産地消の取組みを今後も積極的に行うとともに、おいしくてできるだけ温かい給食の提供を継続していただきたい。</p> | | |

教育委員会事務点検評価シート

| Plan① 健やかにいきる「施策2 安心して子育てができる環境をつくります」 | | | | |
|---|---|-------|--|--|
| No. | 事業名 | 課名 | | |
| 8 | 子育て支援ネットワーク事業 | 生涯学習課 | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 社会の中で孤立しがちな乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりや、交流グループの育成・支援することで、近くに相談相手がない親の育児に対する不安を軽くすることを目指します。 | | | | |
| 取組状況（前年度数値） | | | | |
| <p>「フレッシュママ交流会」、「フレママひろば」、「ステップアップママひろば」、「ぴよぴよらんど」を子育てネットワーカー（家庭教育ボランティア）が企画運営し、親同士が自由に語り合える交流の場を提供するとともに、家庭教育についての情報提供を行う事業を月に1~2回開催しています。令和2年度は「オンライン交流会」を新規に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フレッシュママ交流会<対象：第1子の0歳児とその母親> 尾西庁舎・木曽川庁舎・子ども文化広場図書館 3箇所 ○フレママひろば<対象：0・1歳児とその親> 宮西公民館・神山公民館など10箇所 ○ステップアップママひろば<対象：2歳以上の未就園児とその親> 丹陽公民館・北方公民館2箇所 ○ぴよぴよらんど<対象：乳幼児とその親> 大和公民館・尾西生涯学習センター2箇所 ○0歳児ママのオンライン交流会<対象：0歳児とその母親>【3回・21組】 参加者は自宅などから参加 総参加者数 504組(3,568組) 総開催数 70回(219回) 決算額 340千円(944千円) | | | | |
| 改善・変更点 | | | | |
| コロナ対策で参加者数を絞り、事前申し込みの定員制に変更しました。また、自宅から参加できる「0歳児ママのオンライン交流会」を実施しました。 | | | | |
| 実績評価 | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時は中止していましたが、子育てネットワーカーと協議を重ね、開催方法を見直し感染防止対策を講じて、親同士の交流の場を提供することができました。 | | | | |
| 妥当性 | コロナ禍で親同士の交流の場やイベントが減り、育児に不安な親はさらに増加しており、親同士の交流の場を提供することは、育児不安の軽減に繋がります。 | | | |
| 有効性 | 子育てネットワークを形成しながら、あわせて子育て経験のある先輩からのアドバイスを提供することは、孤立しがちな親にとって重要な家庭教育になります。 | | | |
| 効率性 | 子育てネットワーカーの協力により十分コスト削減は図られています。また、公民館等の公共施設で開催することにより、会場使用料を負担することなく事業が行えています。 | | | |
| 今後の課題・取組みの方向性 | | | | |
| 子育てネットワーカーと連携・協力して、乳幼児を持つ親同士が実際に交流できる場の充実を図っていきます。また、オンラインを活用した交流会や家庭教育情報の提供にも努めています。 | | | | |
| 評価員評価 | | | | |
| フレッシュママ交流会、フレママひろば、ステップアップママひろば、ぴよぴよらんどは、孤立しがちな乳幼児を持つ母親の支援に不可欠な事業です。特に外出自粛が求められている状況の下では、本事業の重要性は一層増していきます。今後もオンラインの活用を含め、ボランティアと連携・協力して事業内容を拡充していただきたい。 | | | | |

教育委員会事務点検評価シート

| | | |
|---|--|-------|
| No. | 事 業 名 | 課 名 |
| 9 | 市民大学公開講座事業 | 生涯学習課 |
| 事 業 の 目 的 | | |
| <p>一宮市教育委員会と修文大学・修文大学短期大学部との共催事業として、大学が保有する人的・物的教育機能を活用し、市民の専門的な知識・教養を向上させる講座を開催します。</p> | | |
| 取 組 状 況 (前 年 度 数 値) | | |
| <p>市内及び市周辺在住の一般成人を対象に、前期『感染症とがんの予防』、後期『豊かな暮らしのために』と題して、次のとおり開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受講者数 延べ670人(延べ1,034人) <ul style="list-style-type: none"> ・前期延べ336人(延べ565人) <ul style="list-style-type: none"> 10月7日 免疫老化と病気 90人 10月14日 人類を脅かす新しい感染症の現状と問題点 83人 10月21日 アイチウイルスをご存じですか 83人 10月28日 大腸がんの予防と術後のケア 80人 ・後期延べ334人(延べ469人) <ul style="list-style-type: none"> 11月4日 認知症ケア笑って暮らせるまちづくり 82人 11月11日 育じいちゃん、育ばあちゃん参加型の家族支援 86人 11月18日 日々の暮らしに音楽を♪ 83人 11月25日 栄養が心と体におよぼす効果—地域包括ケアを知っていますか— 83人 | | |
| <p>決算額 225千円 (204千円)</p> | | |
| 改 善 ・ 変 更 点 | | |
| <p>令和2年度から修文大学に新設された医療科学部の教員による講座を取り入れ、最新の知見に基づく大学ならではの専門的な知識・教養を得られる内容としました。</p> | | |
| 実 績 評 価 | | |
| <p>例年、定員を超える、大学と協議し会場に収容できる限り受講希望者を受け入れていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、参加上限を前期、後期それぞれ定員の100名までとしました。</p> | | |
| 妥当性 | 大学の優秀な人的・物的教育機能を活用する講座は他になく、依然として高い市民ニーズがあります。 | |
| 有効性 | 大学と連携することによって、生涯学習の機会と場のさらなる充実を図ることができます。 | |
| 効率性 | 大学との共催により、会場やスタッフにかかるコストの低減を図っています。 | |
| 今 後 の 課 題 ・ 取 組 み の 方 向 性 | | |
| <p>修文大学に学部が増えたことで、講座のテーマの幅が広がりました。引き続き大学との連携を強化し、地域に根差した貴重な教育資源を活用して、講座内容の充実を図っていきます。</p> | | |
| 評 価 員 評 価 | | |
| <p>大学公開講座は、市内にある大学が保有する優秀な人的・物的教育機能を活用して、より深く踏み込んだ学習の機会を提供しています。今後も大学と連携して、社会的ニーズや市民からの学習ニーズにも配慮し、市民の知識・教養を高められる、魅力的な講座開催に努めていただきたい。</p> | | |

教育委員会事務点検評価シート

| | | |
|---|--|-------|
| No. | 事業名 | 課名 |
| 10 | 成人教養講座事業 | 生涯学習課 |
| 事業の目的 | | |
| 学習意欲の高まりや新たな学習需要が生まれている状況に対応するため、市民の一般教養・知識を高めることを目的として開催します。 | | |
| 取組状況（前年度数値） | | |
| 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方を対象に、興味深いテーマを設定し、厳選した講座内容で開催しています。 | | |
| <ul style="list-style-type: none">○『知ってるだけで得をする？行動経済学入門』<ul style="list-style-type: none">・日時 11月28日、12月5日、12日、19日(各土曜日) 午前10時～11時30分・場所 尾西生涯学習センター・受講者数 4回延べ104人(6回延べ183人) | | |
| 決算額 64千円(96千円) | | |
| 改善・変更点 | | |
| 比較的新しい学問で、近年注目を集めているテーマ「行動経済学」を取り上げました。また、受益者負担の観点から、有料講座(1人1,000円(4回分))に変更しました。 | | |
| 実績評価 | | |
| 心理学などの視点から経済を捉えようとする行動経済学を、身近な例を通じて学ぶことができました。有料講座になりましたが、定員の30人に近い27人の申し込みがあり、講座内容に対する興味・関心の高さが感じられました。 | | |
| 妥当性 | 市民が知識や教養を高めるために、学習の機会や場の充実が求められており、高いニーズがあります。 | |
| 有効性 | テーマを厳選して実施することにより、多様化する学習需要への対応を図っています。 | |
| 効率性 | 講座回数の見直しや受講料の徴収などにより、事業の効率化を図っています。 | |
| 今後の課題・取組みの方向性 | | |
| 生涯学習課では、全市対象の教養講座に相応しい興味深いテーマを厳選していきます。また、時代のニーズに合わせ、オンラインを活用した講座の開催など、より市民が参加しやすいように開催方法の多様化にも努めています。 | | |
| 評価員評価 | | |
| 多様化する学習需要に応えていくために必要な事業ですが、コロナ感染抑制のため、参加者が少なくなっています。今後も幅広い年齢層のニーズに応え、市民の一般教養・知識を高められるよう、厳選したテーマでの講座の開催や、参加しやすい開催方法の実施に努めていただきたい。 | | |

教育委員会事務点検評価シート

| Plan⑤ 未来の人財を育てる「施策 25 学校教育施設を整備します」 | | | | |
|---|--|---------------------------|--|--|
| No. | 事 業 名 | 課 名 | | |
| 11 | 学校施設環境改善事業 | 総務課 | | |
| 事 業 の 目 的 | | | | |
| 市内小中学校施設の整備を適切に進めるため、「一宮市公立学校等施設整備計画（平成 29 年度～令和元年度）」を策定し、計画的に大規模改造による教育環境の質的な向上及び防災機能強化を推進します。 | | | | |
| 取 組 状 況 （前 年 度 数 値） | | | | |
| ○大規模改造〈法令等〉 ・小学校 0 校 (1 校) | ○大規模改造〈老朽〉エコ改修 ・小学校 0 校 (13 校) | | | |
| ○大規模改造〈空調〉 ・小学校 9 校 (0 校) ・中学校 2 校 (0 校) | ○大規模改造〈トイレ〉 ・小学校 3 校 (2 校) ・中学校 1 校 (1 校) | ○防災機能強化 ・小学校 0 校 (1 校) | | |
| 決算額 263,750 千円 (445,829 千円) ※「法令等」… 法令又は条例に合致していない既存学校施設を関係法令に適合させるための工事 「エコ改修」… 高効率型 (LED) 照明設備を導入する工事 「防災機能強化」… ガラスの破損・落下防止工事及び天井器具の落下防止工事 | | | | |
| 改 善 ・ 変 更 点 | | | | |
| 従前より取り組んでいた教育環境の質的な向上に加えて、整備後 20 年以上経過し、老朽化が著しく更新が必要になった管理諸室（職員室・校長室・保健室）、図書室及びコンピューター教室の空調設備の更新に着手しました。 | | | | |
| 実 績 評 価 | | | | |
| 校舎内全てのトイレにおいて洋式化率が 50% 以上となり、屋内運動場のトイレについては、洋式トイレが各校 1 箇所以上となりました。また、更新が必要な管理諸室等の空調設備を 58 校中 11 校更新しました。 | | | | |
| 妥当性 | 家庭において洋式トイレが普及したことにより洋式化率の向上が、老朽化が著しい管理諸室等で空調設備の更新が求められています。 | | | |
| 有効性 | トイレの洋式化、空調設備の整備等の質的な向上により、児童生徒が学校生活を送る環境の改善につながります。 | | | |
| 効率性 | 学校施設環境改善交付金及び合併特例債を有効に活用し、一般財源の縮減に努めています。 | | | |
| 今 後 の 課 題 ・ 取 組み の 方 向 性 | | | | |
| 老朽化が著しい空調設備の更新を計画的に実施する必要があり、今後は導入対象となっていない特別教室及び災害時に避難所となる屋内運動場への空調設備の導入を検討する必要があります。また、トイレの洋式化をはじめとした教育環境の質的な向上に加え、老朽化した施設が増加する中で更新・維持のための経費増加が見込まれるため、効率的・効果的な老朽施設の再生によりトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。 | | | | |
| 評 価 員 評 価 | | | | |
| 本事業は近年の猛暑への対応や災害時の避難所機能など、生命の危険から身を守る観点が欠かせません。熱中症対策として空調設備の導入をすすめるとともに、効率的・効果的な老朽施設の再生によりトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう環境整備に努めていただきたい。また、近年の著しい気候変動により、予期せぬ災害が発生しやすくなっています。学校は地域の指定避難所になっているため、補助避難所である地域の公民館と連携し災害への対策を講じていただきたい。 | | | | |

施設整備計画 事後評価シート(個別票)

| 学校等の名称 | 目標 | 事業区分 | 事業単位 | 整備方針 | | | 事業完了年月日 | (実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等 | 備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記) |
|--------|--------|----------------|------|------|--------------|------------------|---------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | | | 建物区分 | 構造区分 | 全事業期間 (契約～完成) | | | |
| 宮西小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 宮西小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.8～R2.11 | R2.12.7 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 貴船小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | 探査されなかつたため单費にて実施 |
| 貴船小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 屋 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 神山小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 大志小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 大志小学校 | (4) 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.10～R1.12 | R1.12.25 | | | 補助要件を満たさないため单費にて実施 |
| 向山小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 向山小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.8～R2.11 | R2.12.4 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 葉栗小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 葉栗小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.8～R2.11 | R2.12.8 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 西成小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 西成小学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 校 | R | R2.6～R2.11 | R2.12..3 | | | 大規模改造(老朽)時に実施予定 |
| 西成小学校 | (1) 06 | 大規模改造(老朽) | 校 | R | R1.6～R1.10 | 未完了 | | | 状態良好のため見送り |
| 瀬部小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 瀬部小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.8～R2.11 | R2.12.3 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 赤見小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 赤見小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.5～R2.7 | R2.7.30 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 赤見小学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 校 | R | R2.7～R2.11 | R2.11.30 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 浅野小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 丹陽小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | | | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |

| 学校等の名称 | 目標 目標 事業 区分 | 整備方針 | | | | (実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等 | 備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記) |
|--------|-----------------------|------|----------|--------------|-----------------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | 事業単位 | 構造 区分 | 建物 区分 | 事業期間 (契約～完成) | | |
| 丹陽西小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 丹陽南小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 丹陽南小学校 | (4) 06 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.6～R1.10 | R1.11.8 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 | |
| 丹陽南小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.5～R2.7 | R2.7.30 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 浅井南小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 浅井南小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.10～R3.1 | R3.1.15 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 浅井北小学校 | (4) 06 大規模改造(老朽;エコ改修) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 | |
| 浅井北小学校 | (4) 07 大規模改造(トイレ) | 屋 | S | R1.7～R1.11 | R1.11.8 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 浅井北小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.10～R2.12 | R2.12.22 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 北方小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 大和東小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 大和西小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 今伊勢小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 奥小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 萩原小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 中島小学校 | (4) 06 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 | |
| 千秋小学校 | (4) 07 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.7～R1.12 | R1.12.26 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 千秋南小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 千秋南小学校 | (4) 06 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.6～R1.11 | R1.11.13 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 | |
| 富士小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 末広小学校 | (4) 07 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 | |
| 末広小学校 | (4) 06 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.6～R1.11 | R1.11.15 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 | |

| 学校等の名称 | 目標 区分 | 事業 区分 | 整備方針 | | | | (実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等 | 備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記) |
|---------|----------|----------|----------------|----------|----------|------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | | 事業単位 | 建物 区分 | 構造 区分 | 全事業期間 (契約～完成) | | |
| 末広小学校 | (2) | 36 | 防災機能強化 | 屋 | S | R1.6～R1.11 | R1.11.15 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 西成東小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 西成東小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.11～R2.1 | R2.1.14 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 今伊勢西小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 今伊勢西小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.10～R3.1 | R3.1.26 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 今伊勢西小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(トイレ) | 屋 | S | R2.6～R2.10 | R2.11.5 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 葉栗北小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 葉栗北小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.11～R2.2 | R2.2.17 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 大和南小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施予定 |
| 大和南小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | S | R1.6～R1.10 | R1.10.3 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 浅井中学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 千秋東小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(空調) | 屋 | S | R1.7～R1.12 | R2.1.6 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 千秋東小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 起小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 起小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(トイレ) | 校 | R | R1.7～R1.10 | R1.10.31 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 起小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(法令等) | 校 | R | R1.11～R2.2 | R2.2.28 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 三条小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 小信中島小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 小信中島小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | R | R1.10～R1.12 | R1.12.27 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 朝日東小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 朝日西小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 朝日西小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | R | R1.10～R2.1 | R2.1.21 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |
| 開明小学校 | (4) | 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 開明小学校 | (4) | 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 屋 | R | R1.7～R1.9 | R1.9.13 | 補助要件を満たさないため単費にて実施 |

| 学校等の名称 | 目標 事業 区分 | 事業 単位 | 整備方針 | | | (実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等 | 備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記) |
|---------|----------------|----------------|----------|----------|------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | | 建物 区分 | 構造 区分 | 全事業期間 (契約～完成) | | |
| 大徳小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 黒田小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 木曽川西小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 木曽川東小学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.3～H30.11 | H30.12.1 | ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にて実施 |
| 北部中学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | H30.4～H30.7 | H30.7.13 | 採択されなかつたため単費にて実施 |
| 北部中学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 校 | R | R1.6～R1.10 | R1.11.1 | |
| 丹陽中学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 屋 | S | R2.6～R2.9 | R2.9.16 | |
| 大和中学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 屋 | R | H30.7～H30.10 | H30.10.31 | |
| 今伊勢中学校 | (4) 07 | 大規模改造(トイレ) | 屋 | S | H30.12～H31.3 | H31.3.5 | |
| 今伊勢中学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.10～R3.1 | R3.1.18 | |
| 西成東部中学校 | (4) 07 | 大規模改造(空調) | 校 | R | R2.10～R3.1 | R3.2.10 | |
| 尾西第二中学校 | (2) 36 | 防災機能強化 | 屋 | S | H30.7～H30.12 | H30.12.25 | 採択されなかつたため単費にて実施 |
| 尾西第二中学校 | (4) 06 | 大規模改造(老朽;エコ改修) | 校 | R | H30.7～H30.9 | 未完了 | |
| 木曽川中学校 | (1) 06 | 大規模改造(老朽) | 校 | R | H30.7～H30.10 | H30.10.30 | 状態良好のため見送り |

まとめ

学識経験者による評価（外部評価）

各事業については、適切に評価（内部点検・内部評価）され、定型の作業にとどまることなく改善されており、また、コロナ禍であってもオンライン会議や書面会議を導入するなど、全体的に事業は順調に実施されていると受け止めます。なかでも取組状況・実績評価から事業の目的に沿った今後の課題や取組みの方向性が前向きに設定されており、各事業がより良い方向に推進されていくと推察します。

今後の事業が、優先度や緊急性を勘案しつつ、確かな目標の達成に向けて効果的・効率的に実施されると共に、市民のニーズを反映した一宮市らしい教育行政をさらに進めるための方策となることを望みます。

III 参考資料

1 一宮市教育委員会事務点検評価員設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うため、一宮市教育委員会事務点検評価員（以下「評価員」という。）を設置することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 評価員は、教育委員会の管理及び執行する事務について、議会への提出及び公表する際に必要な点検及び評価を行う。

2 評価員が行う点検及び評価は、意見書として教育委員会に提出するものとする。

（評価員の委嘱）

第3条 評価員は、教育に関し学識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する者5名以内とする。

（任期）

第4条 評価員の任期は、1年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から点検及び評価の議会への提出日及び公表日までとする。

（組織）

第5条 評価員の会議には、評価員の中から代表者を1人置く。

2 代表者は会務を総理する。

（会議）

第6条 評価員の会議は、教育長が招集する。

(評価員の責務)

第7条 評価員は、公正かつ公平に点検及び評価を行わなければならない。

2 評価員は、点検及び評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。

ただし、教育委員会及び評価員の会議が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 評価員の会議の庶務は、教育部総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価員の会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。